

「エーシーアダプタ」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成23(ワ)247・平成24年6月29日（民46部）判決〈請求認容〉⇒特許ニュース No.13303

【キーワード】

意匠の類否判断（意24条2項）、意匠の類否判断の主体、登録無効事由（意3条2項）の抗弁（特104条の3第1項）、損害賠償額（意39条1項）

【主 文】

- 1 被告は、別紙物件目録記載の各製品を販売してはならない。
- 2 被告は、前項記載の各製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、9万2千950円及びこれに対する平成23年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決の第1項ないし第3項は、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は、意匠に係る物品を「エーシーアダプタ」とする後記2(2)の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件登録意匠」という。）の意匠権者である原告が、別紙物件目録記載の各製品（以下「被告製品」と総称し、その意匠を「被告意匠」という。）を製造及び販売する被告の行為が、原告の本件意匠権の侵害に当たると主張して、被告に対し、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告製品の製造及び販売の差止め並びにその廃棄を求めるとともに、本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

2 争いのない事実等（争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告（ラディウス株式会社）は、コンピュータのソフトウェア、本体及び周辺装置の開発及び販売業務、電子部品の開発及び販売業務等を目的とする株式会社である。

イ 被告（株式会社アベル）は、情報通信機器の周辺アクセサリ用品の企画・製造・卸等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の意匠権

原告は、次の意匠権（本件意匠権）の意匠権者である。

登録意匠番号 第1316224号
出願日 平成19年4月16日
登録日 平成19年11月2日
意匠に係る物品 エーシーアダプタ〔AC Adapter〕
登録意匠 別紙意匠公報のとおり

(3) 本件登録意匠の形態

ア 基本的構成態様

本件登録意匠の基本的構成態様は、別紙意匠公報記載の図面のとおり、箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設け、正面下部にランプを設けたものである。

イ 具体的構成態様

(ア) 本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状である。本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、その正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている。また、本体は、正面側と裏面側とに、垂直に二つ割りされた状態となっている。

(イ) 差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや右寄りに設けられている。プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用される。プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されている。

(ウ) ランプは、直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、本体正面の右下寄りに設けられ、充電時に点灯する。

(エ) USBコネクタが、底部の右寄りに設けられている。

(4) 被告の行為

被告は、業として、平成22年6月ころから同年11月末日ころまでの間、被告製品を販売していた。

3 争点

本件の争点は、次のとおりである。

本件登録意匠と被告意匠の類否（争点1）、

本件登録意匠の意匠登録に無効理由があり、原告による本件意匠権の行使が意匠法41条において準用する特許法104条の3第1項の規定により制限されるか（争点2）、

被告による被告製品の製造の有無及び原告主張の差止めの必要性（争点3）、原告の損害の有無及び被告が賠償すべき損害額（争点4）。

【判 断】

1 争点1（本件登録意匠と被告意匠の類否）について

登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされ（意匠法24条2項）、その判断に際しては、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、更には登録意匠における公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、登録意匠について需要者が視覚を通じて注意をひきやすい特徴的部分（要部）を把握し、この特徴的部分を中心に両意匠を対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決めるのが相当であると解される。

以上を前提に、被告意匠が本件登録意匠に類似する意匠に該当するかどうか判断する。

(1) 本件登録意匠及び被告意匠の形態等

ア 本件登録意匠の形態

本件登録意匠は「エーシーアダプタ」に係る意匠であり、その形態は、別紙意匠公報記載の図面のとおりである。

本件登録意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、前記第2の2(3)のとおりである。

すなわち、本件登録意匠においては、箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設け、正面下部にランプを設けている、本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり、正面側と裏面側とに、垂直に二つ割りされた状態となっている、本体の全周囲が、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、その正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている、差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや右寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されている、ランプは、直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、本体正面の右下寄りに設けられ、充電時に点灯する、USBコネクタが、底部の右寄りに設けられている。

イ 被告意匠の形態

被告意匠は、「携帯電話用エーシーアダプタ」に係る意匠であり、その形態は、別紙第1のとおりである。

被告意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様が、前記第3の1(1)アのとおりであること（ただし、同(イ)の本体が「扁平な」箱状であるとの点を除く。）は、争いが無い。

そして、上記争いのない事実と証拠（甲50，検甲1）によれば，被告意匠においては，箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け，底面に周辺機器に接続されるコードを接続し，正面下部にランプを設けていること，本体は，縦横の寸法が5.3mm×5.3mmの正四角形で，厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり，正面側と裏面側に，垂直に二つ割りされた状態となっており，また，本体の正面は，中央部が周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出していること，本体の全周囲は，厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ，本体の四角隅部は，その正面視において，いずれも，厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっていること，差込みプラグは，本体の平面部（上面部）から背面部にかけ，本体正面から見てやや右寄りに設けられており，プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から，後方又は上方に起立させて使用され，プラグピンの支持部の外周は，本体と同形の弧状をなし，この弧状部分には，水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されていること，ランプは，直径が縦（横）寸法の約0.05倍で，正面視の右下寄りに設けられ，充電時に点灯すること，コード（接続コード）は，底面部の右寄りに設けられ，断線防止部材（正面視，略台形（高さ約1.2mm，底辺約9mm，上辺約5mm）で，約1.5mmの溝を均等間隔で4本有する形状）を介在して，本体内部の回路に接続されていることが認められる。

（なお、「扁平」とは、「平たいこと。また，そのさま。」を意味し（甲19），必ずしも完全に平坦であることを意味するものではないと解される。そして，被告意匠は，本体が縦横の寸法が同一の正四角形で，厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の箱状であることからすれば，正面の中央部が周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出している点を考慮しても，「扁平な」箱状と認められる。）

ウ 両意匠の共通点及び差異点

（ア）本件登録意匠と被告意匠は，箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け，正面下部にランプを設けた点，本体が，縦横の寸法が同一の正四角形で，厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり，また，正面側と裏面側に，垂直に二つ割りされている点，本体の全周囲は，厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ，本体の四角隅部は，正面視において，いずれも，厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている点，差込みプラグが，本体の平面部（上面部）から背面部にかけ，本体正面から見てやや右寄りに設けられている点，プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から，後方又は上方に起立させて使用され，プラグピンの支持部の外周は，本体と同形の弧状をなし，この弧状部分には，水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されている点，ランプは，

直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、本体正面の右下寄りに設けられ、充電時に点灯する点において共通する。

(イ) 他方で、両意匠は、本件登録意匠では、本体底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタが設けられているが、被告意匠では、周辺機器に接続されるコードが断線防止部材を介在して、本体内部の回路に接続されている点、本件登録意匠では、本体の正面の形状が平坦であるが、被告意匠では、中央部で周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出している点、本件登録意匠では、ランプの中心が本体右側面と底面からそれぞれ約1.7mmの均等な位置にあるのに対し、被告意匠では、ランプの中心が本体底面から約1.2mmで、かつ、本体右側面から約1.6mmの位置にあり、本件登録意匠に比べて底面に寄った位置に設けられている点において差異がある。

(2) 本件登録意匠の特徴的部分（要部）

ア エーシーアダプタの性質、用途及び使用態様

別紙意匠公報記載の「意匠に係る物品の説明」及び証拠（乙1の1ないし4，検甲1）によれば、本件登録意匠の意匠に係る物品であるエーシーアダプタは、携帯電話、スマートフォン、携帯用音楽プレーヤー、携帯用ゲーム機等の周辺機器の充電に用いられる機器であること、充電の際には、本体の背面に折り畳まれている差込みプラグを90度ないし180度起こした状態で商用電源のコンセントに差し込むと、本体の正面下部のUSBコネクタ（USBポート）に接続され接続用のケーブルを介した周辺機器にコンセントからの交流電圧を所定の直流電圧に変換して供給すること、充電をしないときは、周辺機器から接続用のケーブルを抜き、差込みプラグを折り畳んで収納した状態で保管し、あるいは、この状態で身の回りに置いたり、外出時に携行するなどすることが認められる。

エーシーアダプタは、これらの周辺機器を充電するために用いるものであるから、これらの周辺機器を利用する者が需要者となる。

イ 公知意匠

(ア) 本件出願前（出願日平成19年4月16日）に頒布された刊行物である乙5（DOS/V Magazine 2006年2月号，165頁）には、エーシーアダプタに係る意匠が記載され（別紙第2参照）、「箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設ける」構成、「本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で扁平な箱状をなしており、本体の全周囲は面取りがされている」構成、「差込みプラグが本体の平面部（上面部）から背面部に設けられ、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は弧状をなしている」構成及び「USBコネクタは、底部

に設けられている」構成が示されている。

(イ) 本件出願前に頒布された刊行物である乙3（意匠登録第1275942号公報）には、充電器に係る意匠が記載され（別紙第3参照）、縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.6倍の箱状の本体において、「縦（横）の寸法の約0.15倍の長さを半径とする面取りをしている」構成が示されている。

また、本件出願前に頒布された刊行物である乙4（意匠登録第1205794号公報）には、電子ゲーム機用充電器に係る意匠が記載され（別紙第4参照）、本体の「正面下部にランプを設ける」構成が示されている。

ウ 検討

(ア) 前記ア認定のエーシーアダプタの性質、用途及び使用態様によれば、エーシーアダプタは、携帯用の周辺機器の充電に用いる実用品であると同時に、身の回りに置き、あるいは、外出時に携帯するなど、日常生活において目に触れる機会の多い製品であるといえる。

そして、前記イの認定事実によれば、エーシーアダプタの意匠においては、本件登録意匠の構成態様に係る「箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設ける」構成（前記(1)ア）、「本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で扁平な箱状であり」（前記(1)ア）、「本体の全周囲は面取りがされている」構成及び「縦（横）の寸法の約0.15倍の長さを半径とする面取りをする」構成、「差込みプラグが本体の平面部（上面部）から背面部に設けられ、プラグのピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は弧状をなしている」構成（前記(1)ア）、本体の「正面下部にランプを設ける」構成（前記(1)ア）、「USBコネクタは、底部に設けられている」構成（前記(1)ア）は、本件出願時にいずれも公知であったものといえる。

他方で、本件登録意匠の構成態様のうち、「本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」点（前記(1)ア）は、公知意匠には認められない構成態様であり、この構成態様により、需要者に対し、本体全体が丸みを帯びた柔らかな印象を与えると同時に、本体正面視の四角隅部が四半球状となっていることにより整った印象も与えるものとなっており、上記構成態様は、他の公知意匠にはみられない新規な創作部分であるといえる。

すなわち、前記イ(イ)のとおり、乙3には、充電器に係る意匠において、縦横の寸法が同一の正四角形の箱状の本体において、「縦（横）の寸法の約0.15倍の長さを半径とする面取りをしている」構成が示されているが、

厚さが縦（横）寸法の約0.6倍であって、これは本件登録意匠の2倍に当たり、縦（横）の長さとの比が異なり、さらには厚さに対する面取り径の比が本件登録意匠よりも小さく、本件登録意匠のような全周囲が厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りをしておらず、また、本体の四角隅部が、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっているものともいえず、本件登録意匠のような本体全体が丸みを帯びた柔らかな印象を与えるものとはいえない。他に本件登録意匠の上記構成態様が本件出願前に公然知られた形状であったことを認めるに足りる証拠はない。

以上を総合考慮すると、本件登録意匠において、需要者の注意を引きやすい特徴的部分は、「本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」点を含む、本体部全体の形態であると認められる。

(イ) これに対し被告は、通常の販売・流通形態（店頭、ウェブサイト）では、需要者は、エーシーアダプタを正面又は正面やや斜めから見るのが普通であり、需要者としては正面の形態に最も注目するから、本件登録意匠においては、携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置の正面形態全体がひとまとまりとして要部となり、特に接続部分が最重要の要部である旨主張する。

しかしながら、意匠の特徴的部分の把握に際しては、意匠に係る物品の販売・流通時において視認し得る形状のみを前提にするのではなく、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等も考慮すべきであるところ、前記(ア)認定のとおり、エーシーアダプタは、需要者が実際に手にとって携帯用の周辺機器の充電に用いる実用品であると同時に、身の回りに置き、あるいは、外出時に携帯するなどされるものであることからすると、需要者が本件登録意匠の正面の形態にのみ注目するとはいえない。また、被告が主張する携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置は、前記イのとおり、いずれも本件出願前に公知の形状であることからすると、本件登録意匠においては、携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置の正面形態全体がひとまとまりとして需要者の注意を引きやすい特徴的部分（要部）を形成しているとはいえないし、ましてや接続部分が最重要の要部であるとはいえない。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

(3) 被告意匠の類似性

前記(2)ウ(ア)認定のとおり、本件登録意匠において、需要者の注意を引きやすい特徴的部分は、「本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径

とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」点を含む、本体部の形態全体である。

そこで、この特徴的部分を中心に本件登録意匠と被告意匠を対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かについて判断するに、前記(1)ウ(ア) ないし 認定のとおり、両意匠は、この特徴的部分において共通するのみならず、それ以外の基本的構成態様及び具体的構成態様の多くの部分においても共通しており、需要者に対し、全体として共通の美感を生じさせるものと認められる。

他方で、前記(1)ウ(イ)認定のとおり、両意匠には、本件登録意匠では、本体底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタが設けられているが、被告意匠では、周辺機器に接続されるコードが断線防止部材を介在して、本体内部の回路に接続されている点、本件登録意匠では、本体の正面の形状が平坦であるが、被告意匠では、中央部で周縁部よりも厚さの約0.03倍(約0.5mm)程度膨出している点、本件登録意匠では、ランプの中心が本体右側面と底面からそれぞれ約1.7mmの均等な位置にあるのに対し、被告意匠では、ランプの中心が本体底面から約1.2mmで、かつ、本体右側面から約1.6mmの位置にあり、本件登録意匠に比べて底面に寄った位置に設けられている点において差異があるが、これらの差異点は、需要者の注意をひきやすい部分とはいえない上、差異点から受ける印象は、両意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものではない。

したがって、本件登録意匠と被告意匠は、上記差異点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、被告意匠は、本件登録意匠に類似している。

これに反する被告の主張は、採用することができない。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、被告意匠は、本件登録意匠と類似する意匠に該当する。

2 争点2 (本件意匠権の権利行使の制限の成否) について

被告は、本件登録意匠は、以下のとおり、本件出願前に当業者が公然知られた形状である乙5記載の意匠と乙3及び乙4記載の各意匠に基づいて容易に本件登録意匠の創作をすることができたものであるから、本件登録意匠の意匠登録には意匠法3条2項に違反する無効理由(同法48条1項1号)があり、意匠登録無効審判により無効にされるべきものであるから、同法41条において準用する特許法104条の3第1項の規定により、原告は、被告に対し、本件意匠権を行使することができない旨主張する。

(1) 乙5記載の意匠の形態

乙5によれば、乙5記載の意匠は、エーシアアダプタに係る意匠であり（別紙第2参照）、箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設けていること、本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、扁平な箱状であり、本体の全周囲に面取りがされていること、差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや左寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用されること、USBコネクタは、底部左寄りに設けられていることが認められる。

(2) 本件登録意匠と乙5記載の意匠との対比

ア 本件登録意匠と乙5記載の意匠とは、箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設けている点、本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、扁平な箱状であり、本体の全周囲に面取りがされている点、差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや左寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用される点、USBコネクタは、底部に設けられている点において共通する。

イ 他方で、両意匠は、本件登録意匠では、本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっているのに対し、乙5記載の意匠では、縦・横・厚さの正確な寸法が不明であり、厚さに対する面取り径の比及び面取りの具体的形状も明らかでない点、本件登録意匠では、正面下部にランプを設けているのに対し、乙5記載の意匠では、ランプを設けていない点、本件登録意匠では、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されているのに対し、乙5記載の意匠では、プラグピンの支持部の外周が本体と同形の弧状をなしているかどうか不明であり、溝の本数も不明である点、本件登録意匠では、USBコネクタは、底部の「右寄り」に設けられているのに対し、乙5記載の意匠では、底部の「左寄り」に設けられている点において差異がある。

(3) 創作容易性

被告は、乙3記載の意匠は、別紙第3のとおりであり、縦（横）の約0.15倍の長さを半径とする面取りをした形状を有しているところ、乙5記載の意匠に乙3記載の意匠の上記形状を組み合わせて、その面取り径で乙5記載の意匠の角を落とせば、本体の全周囲が厚さを基準としてその約2分の1を半径とする半円弧状の面取りされた形状（前記(2)イの差異点に係る本件登録意匠

の構成態様)となる旨主張する。

しかしながら、前記1(2)イ(イ)認定のとおり、乙3には、充電器に係る意匠において、縦横の寸法が同一の正四角形の箱状の本体において、「縦(横)の寸法の約0.15倍の長さを半径とする面取りをしている」構成が示されているが、厚さが縦(横)寸法の約0.6倍であって、これは本件登録意匠の2倍に当たり、縦(横)の長さとの比が異なり、さらには厚さに対する面取り径の比が本件登録意匠よりも小さく、本件登録意匠のような全周囲が厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りをしている構成や、本体の四角隅部が、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている構成は示されていない。

また、乙4記載の意匠は、本体の「正面下部にランプを設ける」構成が示されており(前記1(2)イ(イ))、この点において本件登録意匠と共通するものの、本体の長さ、厚さ及び面取りの径に関して本件登録意匠と共通する構成を有するわけではない。

そして、本体が正方形又は長方形の箱状のエーシーアダプタに係る意匠においては、縦(横)の長さとの比率、面取りの有無、厚さに対する面取り径の比、面取りの具体的形状等により、当該意匠全体が需要者に与える美感を異にすることがあり得るところ、本件登録意匠においては、縦横の長さとの比及び厚さに対する面取り径の比率等を工夫することにより、「本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」構成としたものであり、このような構成には、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が認められる。

そうすると、乙3ないし5記載の各意匠に接した当業者といえども、乙5記載の意匠において「本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」構成(前記(2)イ)の差異点に係る本件登録意匠の構成態様)を採用し、本件登録意匠を創作することが容易であったものと認めることはできない。

(4) まとめ

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、当業者が乙5記載の意匠と乙3及び乙4記載の各意匠に基づいて容易に本件登録意匠の創作をすることができたものとは認められないから、本件登録意匠の意匠登録には意匠法3条2項に違反する無効理由があるとの被告の主張は、理由がない。

3 争点3(被告による被告製品の製造の有無及び差止めの必要性)について

原告は、被告は、業として、平成22年6月ころから、被告製品を製造及び販売しており、被告の上記製造及び販売は、原告の本件意匠権の侵害行為に当たるから、その差止めの必要性がある旨主張する。

そこで検討するに、被告が平成22年6月ころから被告製品を製造していたことは、争いが無い。他方で、被告が被告製品を製造していた事実については、これを認めるに足りない。

次に、被告は、被告が平成22年末をもって被告製品の販売を停止した旨主張するが、仮にそうであるとしても、被告がその販売を停止するまでの半年程度被告製品を販売していたこと、被告が本件訴訟において本件登録意匠と被告意匠の類否を争っていることなどに照らせば、被告においては、なお被告製品を販売することにより本件意匠権を侵害するおそれがあるものと認められる。

以上によれば、原告の上記主張は、被告による被告製品の販売行為の差止めの必要があるとの限度で理由がある。

4 争点4（原告の損害額）について

(1) 意匠法39条1項の損害額

ア 被告製品の譲渡数量

被告が平成22年6月から同年11月30日までの間に合計2万3246個の被告製品を販売したことは、争いが無い。

イ 原告製品の「侵害の行為がなければ販売することができた物品」該当性

(ア) 原告製品は、周辺機器との接続のためのUSBコネクタ（USBポート）を有するエーシーアダプタであり、このUSBコネクタにUSBケーブルを接続して周辺機器の充電を行う製品であり（検甲2ないし5）、原告製品に携帯電話用のUSBケーブルを接続することができることからすると、原告製品は、被告製品と市場において競合し、被告による本件意匠権の侵害行為がなければ販売することができた物品に該当するものと認められる。

(イ) これに対し被告は、原告製品は、その接続口がUSBコネクタであり、主にiPodシリーズやiPhoneといった、USBケーブルの接続により充電可能な製品に用いられるエーシーアダプタであるのに対し、被告製品は、Docomo、SoftBankの携帯電話の接続口に対応するケーブルが一体となったエーシーアダプタであり、両製品は、充電の対象となる製品がそれぞれ異なることから、市場において競合しない旨主張する。

しかしながら、Docomo、SoftBankの携帯電話の接続口に対応する充電用のUSBケーブル製品が単体で販売されていること（甲39、乙6、弁論の全趣旨）に照らすならば、原告製品にこのようなUSBケーブルを接続することにより上記携帯電話の充電に原告製品を用いることができるものと認められる。

そうすると、原告製品の充電の対象となる周辺機器には、Docomo、SoftBankの携帯電話も含まれるといえるから、被告の上記主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

ウ 単位数量当たりの原告製品の利益額

(ア) 原告製品の卸売販売価格

証拠(甲31ないし33)及び弁論の全趣旨によれば、原告製品の卸売販売価格は1個当たり607円であることが認められ、これに反する証拠はない。

(イ) 変動経費

原告は、原告製品の1個当たりの変動経費は、本体2.75ドル、説明書0.017ドル、シール0.28ドル、ステッカー0.014ドルの合計額であり、これを本件訴訟提起時(平成23年1月7日)の為替相場1ドル83.58円に基づいて計算すると、原告製品の変動経費は1個当たり266円となる旨主張する。これに対し被告は、原告製品の1個当たりの変動経費には、上記合計額に国内輸送費、海上輸送費及び倉庫料を加えるべきであり、また、ドル円換算に際しては平成21年11月あるいは平成22年1月の為替相場1ドル約90円を基準にすべきである旨主張する。

a 原告主張の1個当たりの各変動経費(本体2.75ドル、説明書0.017ドル、シール0.28ドル、ステッカー0.014ドル)を合算すると、3.061ドルとなる。

上記ドル建ての経費を円換算するに当たっては、被告製品の販売期間である平成22年6月から同年11月30日までの換算レートの平均値を基準にするのが相当と認める。

しかるところ、甲51及び弁論の全趣旨によれば、上記期間のドル円換算レートの月平均値は、平成22年6月が91.31円、同年7月が89.09円、同年8月が86.37円、同年9月が84.66円、同年10月が83.42円、同年11月が81.39円であることが認められ、これらを平均すると1ドル当たり86.04円となる。

これを基準に上記ドル建ての経費を円換算すると、263.36円(小数点3位以下切捨て)となる。

b 被告は、原告製品の1個当たりの変動経費には、上記aの金額に国内輸送費、海上輸送費及び倉庫料を加えるべきである旨主張する。これに対し原告は、原告の取引規模に照らせば、被告製品の譲渡数量分が増加しても、国内輸送費、海上輸送費及び倉庫料について追加支出は生じないから、これらの経費を控除する必要はない旨主張する。

そこで検討するに、証拠(甲22ないし24, 28, 52, 53(枝番のあるものは枝番を含む。))及び弁論の全趣旨によれば、原告製品の1個当たりの国内輸送費は7.58円、海上輸送費は11.77円、倉庫料は24.90円であること、原告は、平成22年1月から平成23年12月までの間に9万3960個の原告製品を仕入れて10万8801個出荷したこと、上記仕入れに際しては、原告製品3万2400個の収容

が可能な20フィートコンテナを用いて2か月ないし3か月に1度の海上輸送をしたことが認められる。

上記認定事実によれば、海上輸送費については、上記コンテナには前記ア記載の譲渡数量分に相当する原告製品を収容するのに十分な空き容量があったことが認められるから、上記譲渡数量分が増加しても追加支出が生じないというべきである。

他方で、国内輸送費及び倉庫料については、追加支出が発生しないことを示す具体的な根拠をうかがわせる証拠はない。

したがって、被告の上記主張は、上記aの金額に国内輸送費7,58円及び倉庫料24,90円を加えるべきであるとする限度で理由がある。

c 以上によれば、原告製品の単位数量当たりの利益を算出するに当たっては、変動経費として、263,36円(前記a)に国内輸送費7,58円(前記b)及び倉庫料24,90円(前記b)を加えた295,84円を控除すべきことになる。

(ウ) 単位数量当たりの利益額

以上を総合すると、原告製品の単位数量当たりの利益は、1個当たりの卸販売価格607円(前記(ア))から、1個当たりの変動経費295,84円(前記(イ)c)を控除した311円(小数点以下切捨て)と認められる。

エ 「販売することができないとする事情」の存否等

被告は、Docomo、SoftBankの携帯電話用のエーシアアダプタが必要な需要者は、当該機器が充電できればよいから、被告製品のようなエーシアアダプタと接続ケーブルとが一体となっている製品を選択し、仮に被告製品が販売されなかったとした場合には、被告製品と同種の廉価の代替品を購入するはずであり、あえて、別途上記携帯電話用のUSBケーブルを必要とする原告製品を選択することはないのに対し、他方で、多種の周辺機器の充電に用いるエーシアアダプタが必要な需要者は、原告製品を選択することになるから、原告製品と被告製品とでは、そもそも購入対象者が異なり、明確に棲み分けがされており、被告製品は、主にインターネットのショッピングサイトで販売され、一体に接続されているケーブルを含めた全体について、正面から撮影された写真が掲載されているのみであり、また、被告製品は、ほとんどその正面形状しか見えない状態でパッケージに梱包されており、その意匠が需要者の購入動機に寄与することはなく、むしろ、インターネットのショッピングサイトにおける被告製品のレビューに照らしても、被告製品の購入動機となっているのは、被告意匠ではなく、色であり、このような被告製品及び原告製品の形態の違い、被告製品の代替品の存在、意匠が購入動機の形成に寄与していないことは、被告製品の譲渡数量の全部又は一部に相当する原告製品を原告において「販売することができないとする事情」(意匠法

39条1項ただし書)に該当するから、これらの事情に相当する数量に応じた額を控除すべきである旨主張する。

(ア) 被告製品

a 被告製品は、Docomo、SoftBank又はauの携帯電話の接続口に対応する接続ケーブルが一体となった携帯電話用エーシアアダプタであり(別紙物件目録記載の品番がET-T511で始まるものはauの携帯電話用、ET-T512で始まるものはDocomo、SoftBankの携帯電話用の製品である。)、入力はAC100V-240V、出力は5V/1000mA、重さは約52グラム、本体部分の寸法は縦横が53mm、高さ17mmである(甲6、50、乙7の1、弁論の全趣旨)

b 被告製品の市場における販売価格は、1279円から1453円である(甲7の1ないし4、乙7の1)。

c 被告製品のパッケージ表面(甲5の の写真)には、被告製品に対応する携帯電話の機種名、「180°回転するプラグ」、「コードもコネクタも同じカラーコーディネート」、「携帯電話用充電器」、「かわいいのにハイパワー」、「スピーディに充電できる1000mA」、「充電中お知らせLEDランプ付き」との記載があり、裏面(甲6)には、対応する携帯電話(Docomo、SoftBank又はau)に使用ができる旨及び「充電が終了すると消灯するお知らせLEDランプ付き。出力1000mAなのでスピーディに充電できます。入力100V~240V対応で、海外でもご使用になれます。コンセントプラグが180°回転し邪魔になりません。」などの記載がある。

d インターネットのショッピングサイトの被告製品のページでは、「携帯電話充電器LED付きかわいいのにハイパワー」、「かわいいのにハイパワー!!スピーディに充電できる1000mA。充電お知らせLEDランプ付き」などと記載されている(甲5、6、甲7の1、3、4)。

(イ) 原告製品

a 原告製品は、USBコネクタ(USBポート)を有するエーシアアダプタであり、スマートフォンであるiPhone3G、携帯用音楽プレーヤーであるiPod等の各種周辺機器の充電に用いられ、使用の際には、当該周辺機器に対応したUSBケーブルが別途必要とされ、入力はAC100V-240V、出力はDC5V1A(最大)、重さは約37グラム、寸法は縦横が53mm、高さ17mmである(甲34、46、47、50、弁論の全趣旨)。

b 原告製品の市場における販売価格は、880円から1595円である(甲46、47、甲55の1、乙1の3、1の4)。なお、周辺機器との接続用のUSBケーブルの市場における販売価格は、480円から600

円程度である（甲39，乙6，乙7の1）。

c 原告製品のパッケージ表面（乙1の1）には、「iPodシリーズ，iPhone3G対応」，「USB ACアダプター」，「海外でも使える」との記載があり，裏面（乙1の2）には，「充電可能機器：iPod第4～5世代，…その他，USB接続による充電に対応するオーディオプレーヤー，携帯電話，ゲーム機など」などの記載がある。

d 原告製品について原告のウェブサイト（甲34）上には，「小さい。軽い。そして可愛い。」，「これなら，どこへでも連れて行ける。」，「パソコン無しでコンセントからiPodシリーズの充電ができます。

iPhone3Gや各種オーディオプレーヤー，携帯電話...にお使いいただけます。」，「普段のお出かけにも気軽に持ち運べて，さらに海外旅行先でも使える，便利なUSB ACアダプターです。」，「まるで石けんのような優しいカラーを取り揃えています。」などの記載がある。

また，インターネットのショッピングサイト上の原告製品のページには，「ワンランク上の高級感を演出する美しいラウンドフォルムデザイン」，「まるで石けんのような優しいカラーを取り揃えています。」，「通電中に青くきらめく青色LEDが，さらに美しさを際立たせます。」などの記載がある（甲47，55の1，乙1の1ないし4）。

（ウ） 代替品

被告製品の販売期間である平成22年6月ないし同年11月当時，原告製品と同種のUSBコネクタを有するエーシーアダプタ（原告製品の競合品）は，880円から1320円程度の価格帯で市場において販売され（甲36，38，乙7の1），被告製品と同種のDocomo，SoftBank等の携帯電話用の接続ケーブルが一体となったエーシーアダプタは，773円から980円程度の価格帯で市場において販売されていた（乙7の1ないし3）。

（エ） 検討

a 以上を前提に検討するに，被告製品は，Docomo，SoftBank等の携帯電話用のエーシーアダプタであり，一方，原告製品は，USBコネクタ（USBポート）を有するエーシーアダプタであり，上記携帯電話の充電に使用する際には，上記携帯電話の接続口に対応したUSBケーブルが別途必要とされるものである。

ところで，エーシーアダプタが，携帯用の周辺機器の充電に用いる実用品であると同時に，身の回りに置き，あるいは，外出時に携帯するなど，日常生活において目に触れる機会の多い製品であること（前記1(2)ウ(ア))に照らすならば，需要者は，エーシーアダプタの選択に当たっては，充電可能な製品の種類，その他の性能，価格，大きさ，重さのほか，デザ

イン、色などの諸要素を考慮するものと考えられる。

しかるところ、原告製品と被告製品は、いずれもDocomo、SoftBank等の携帯電話の充電に利用することができ、寸法、出力も概ね同じであり、また、重さは原告製品の方が軽い、ケーブルの有無が異なるから、ほぼ同程度と評価することができる。

さらに、原告製品とDocomo、SoftBank等の携帯電話用の接続ケーブルを合わせた価格（1360円から1753円）と被告製品の価格（1279円から1453円）は、同じ価格帯に属するといえる。

そして、原告製品の本体の独特の丸みを帯びた印象を与えるデザインは、このようなデザインを好む需要者が原告製品を選択する動機付けになるものといえる。

他方で、Docomo、SoftBank等の携帯電話のみを充電することができればよいと考える需要者にとっては、価格面でより安価であり、ケーブルが一体であって使い勝手のよい、被告製品の代替品を選択する可能性が高いこと、被告製品は、本体と一体となった接続ケーブルが本体と同色であるのに対し（甲50、乙7の1、弁論の全趣旨）、原告製品の本体の色によっては、市販されている接続用のUSBケーブルと同色とはならないことから、この点を美観上好まず原告製品を選択しない可能性があることが認められる。

b 次に、被告製品には、ピンク、レッド、ホワイト、ブルー、ブラック等の色のバリエーションがあり（甲41ないし45、乙7の1）、原告製品にも、ホワイト、ブラック、シアンブルー、ピンク、バイオレットの色のバリエーションがある（甲34）。

しかるところ、被告製品を購入した者が記載したインターネットのショッピングサイト上のレビュー（利用者の感想）においては、「とにかくピンクがかわいいです。」（甲41）、「見た目は真っ赤でおしゃれです。」、「赤なら自分の充電器がどうかわかりやすいのではないかという点にひかれて購入し」（以上、甲42）との記載があるように、色が購入動機になっていることがうかがわれる。

c 前記a及びbの認定事実を総合すると、仮に被告による被告製品の販売がされなかった場合には、被告製品の購入者の多くは、Docomo、SoftBank等の携帯電話用の被告製品と同種の接続ケーブルが一体となった代替品を選択した可能性が高いものと認められる。

また、本件登録意匠と類似する被告意匠は、被告製品の購入動機の形成に寄与していることが認められるものの、その購入動機の形成には、被告意匠のほか、被告製品がDocomo、SoftBank等の携帯電話用の専用品であることが大きく寄与し、被告製品の色彩等（本体と接続ケーブルが同一色で

ある点を含む。)も相当程度寄与しているものとうかがわれるから、被告意匠の購入動機の形成に対する寄与は、一定の割合にとどまるものと認められる。

以上によれば、原告製品と被告製品の形態の違い、被告製品と同種の代替品の存在、被告製品の購入動機の形成に対する被告意匠の寄与が一定の割合にとどまることは、被告製品の譲渡数量の一部に相当する原告製品を原告において「販売することができないとする事情」(意匠法39条1項ただし書)に該当するものと認められる。

そして、上記認定の諸点を総合考慮すると、意匠法39条1項ただし書の規定により控除すべき上記「販売することができないとする事情」に相当する数量は、被告製品の販売数量(前記ア)の9割と認めるのが相当である。

(オ) 被告の主張について

a 被告は、Docomo、SoftBankの携帯電話用のエーシアアダプタが必要な需要者は、当該機器が充電できればよいから、被告製品のようなエーシアアダプタと接続ケーブルとが一体となっている製品を選択し、仮に被告製品が販売されなかったとした場合には、被告製品と同種の廉価の代替品を購入するはずであり、あえて、別途上記携帯電話用のUSBケーブルを必要とする原告製品を選択することはないのに対し、他方で、多種の周辺機器の充電に用いるエーシアアダプタが必要な需要者は、原告製品を選択することになるから、原告製品と被告製品とでは、そもそも購入対象者が異なり、明確に棲み分けがされている旨主張する。

しかしながら、前記(エ) a に説示したとおり、両製品に共通する需要者は、原告製品の丸みを帯びたデザインを重視するなどして、原告製品を購入する可能性があるものと認められるから、被告の上記主張は、採用することができない。

b 次に、被告は、被告製品は、主にインターネットのショッピングサイトで販売され、一体に接続されているケーブルを含めた全体について、正面から撮影された写真が掲載されているのみであり、また、被告製品は、ほとんどその正面形状しか見えない状態でパッケージに梱包されており、その意匠が需要者の購入動機に寄与することはなく、むしろ、インターネットのショッピングサイトにおける被告製品のレビューに照らしても、被告製品の購入動機となっているのは、被告意匠ではなく、色である旨主張する。

しかしながら、被告製品が主にインターネットのショッピングサイトで販売されていることを認めるに足りる証拠はないのみならず、被告製品の梱包の態様(甲5、検甲1)やインターネットのショッピングサイトの表

示の態様（甲43ないし45）に照らすならば，需要者は，被告製品を購入するに当たり，被告製品の丸みを帯びたデザインを看取することができるものと認められ，その意匠が需要者の購入動機に寄与することがないとはいえない。

また，原告製品のレビューにおいて，「デザインが個人的に好きですね。丸みがあり，艶々しています。」，「丸みを帯びたデザイン，他機種と比較してかなり質感が高いです。」（以上，甲46），「そのデザインと小ささ，軽さに大変満足しています。」，「iPodにマッチしたデザインも気に入っている。」（以上，甲47）との記載があり，これらの記載は，原告製品において，デザイン（意匠）が購入動機となっていることを示すものといえる。加えて，被告意匠と本件登録意匠と類似していることに照らすならば，被告意匠においても，色のみならず，デザイン（意匠）も購入動機に寄与しているものと認められる。

したがって，被告の上記主張は，採用することができない。

オ 小括

以上によれば，意匠法39条1項により算出される原告の損害額は，被告製品の販売数量（前記ア）に単位数当たりの原告製品の利益額（前記ウ（ウ））を乗じて得られた額である722万9506円から，「販売することができないとする事情」に相当する数量（上記販売数量の9割）に応じた額を控除した後の72万2950円となる。

(2) 弁護士費用

本件事案の性質，審理の経過等諸般の事情を総合考慮すると，被告による本件意匠権の侵害行為と相当因果関係のある原告の弁護士費用相当額の損害は，20万円と認めるのが相当である。

(3) まとめ

よって，原告は，被告に対し，本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として92万2950円（前記(1)オ及び(2)の合計額）及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成23年1月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

5 結論

以上によれば，原告の請求は，被告に対し，被告製品の販売の差止め及び廃棄並びに92万2950円及びこれに対する平成23年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから，これを認容することとし，その余の請求は，理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件は、被告の販売するACアダプターに係る意匠が、原告の本件登録意匠に類似するか否かが争われた意匠権侵害訴訟であるところ、東京地裁の判断はまず意匠法24条2項の規定から入っている。

この規定は、意匠法「第4章意匠権 第1節意匠権」の中にある規定だから、意匠権侵害問題でこれを総論として最初に援用することから入ったことは理解できる。即ち、同規定は、「登録意匠とそれ以外の意匠（例えば、他人が実施する意匠）が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」とあることから、意匠権侵害事件においては、法23条の規定とともに法24条1項、2項の規定が適用されて然るべきである。このうち、法24条2項の規定は平成18年法改正で導入された新规定であるが、筆者は、この新规定は、非意匠権侵害事件である最高裁の古い一裁判例を、その意味内容をよく検討することなしに採用されたものであるから、その責任は特許庁にあると理解している。

即ち、行政府でありながら、わが国では立法府でもある特許庁長官に言わせると、この規定の根拠は、最高判昭和49年3月19日（可撓伸縮ホース事件）の登録無効審決取消請求事件の裁判例にあるというから、これは意匠権侵害事件の判決でないことは最初から認識していたのである。すると、登録意匠の登録性を争う事件であるならば、もともと出願審査の誤りを争点としているのであるから、意匠法上の規定位置は、出願・登録を問わず「意匠の類似」を「定義」する「第1章総則第2条」において規定されるべきであったのである。

ところが、同地裁は、そのような立法上の経緯や問題点を考慮することなく、侵害事実の有無を同規定に照らして検討したのである。のみならず、本判決は、法24条2項を適用するに当たって、意匠の類否判断に際しては、「更には登録意匠における公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌し、注意を引き易い特徴部分（要部）を把握し、この特徴的部分を中心に両意匠を対比した上で」類否を決するのが相当であると説示するのである。

ということは、裁判所による意匠の類否判断の解釈は、前記規定から離れてしまっていることを意味する。けだし、公知意匠の参酌とか創作の要部の把握とかいう要件は、前記法規定を解釈しても出て来ないから、なぜこれらの要件が必要になるのかについて説示すべきなのに、それをしていないのはおかしいのである。

2. もう一つの問題は、意匠の類否判断をする人的基準がなぜ「需要者」であるのかである。

意匠法が、「意匠の類似」の概念について規定する最初の条文は第3条1項3号である。即ち、第3条1項は出願意匠に対して新規性の存在を要求している規定であるところ、その柱書は、「工業上利用することができる意匠の創作

した者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。」と規定する。そうすると、出願意匠の創作者は、自分の創作した意匠は新規性ありと思って出願したところ、それは主観的な創作意匠であって、客観的に見ればすでに公知の意匠と同一又は類似の意匠だから新規性がないので、登録することができないと判断されることになる。つまり、出願人の主観的な創作性のある意匠が、審査によって、客観的な創作性のある意匠即ち新規性があるとは認められないと判断されることになるのである。

そして、ここには第三者である需要者は全く顔を出しておらず、顔を出しているのは、「意匠の創作をした者」即ち当業者である。とすれば、法3条1項3号に規定する「前2号に掲げる意匠に類似する意匠」の判断をする者は、創作者が属する当業者以外にはあり得ないのである。

また、法の目的規定を見ればわかるとおり、意匠法1条には、「意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」とあるのに対し、商標法1条は、「あわせて、需要者の利益を保護することを目的とする。」とある。ということは、意匠法は特許法、実用新案法と並んで創作保護法であるのに対し、商標法はそれとは別の需要者保護法でもあるといわれる所以である。

のみならず、需要者一般にとっては、意匠の類否いかんの問題はいつでもよいのであり、また登録意匠における新規な創作部分や公知部分の存否などはどうでもよいのである。要は、視覚を通じて注意を引く特徴的部分から何らかの印象を受けることにある。ということは、需要者にとっては、登録意匠に対し主観的に肉眼を通して何らかの印象を受けるだけでよいのであり、それに対する客観的な評価などは関係のないことである。

したがって、法24条2項が規定されても、需要者にとって「意匠の類似」の意味は、結局、理解することができないことがわかるだけであり、何の解決にもなっていないのである。けだし、その規定には、意匠の本質が何にも開示されていないからである。そして、意匠の本質とは何かといえば、「創作」そのものであり、それ以外のものではあり得ないのである。したがって、「意匠の類似」の問題は、この「創作」のことから考えなければ正解は出て来ないのである。

なお、当業界のデザイナー（創作者）は、新規な意匠を創作するに当たっては、いろいろな角度から考えることになるが、当該物品に対する顧客のニーズを市場調査などによって把握して創作を開始するのが普通である。しかし、これはあくまでもデザイン創作の動機にすぎないのである。

3. 裁判所は、争点2として意匠法41条で準用する特許法104条の3第1項の規定の適用を検討した。被告の主張は、本件登録意匠は、法3条2項に規定する創作容易性が適用できる意匠であるということであった。しかし、裁判

所は被告が引用した乙3～乙5の各意匠から容易に創作することができたものとは認めることができないと認定したから、本件意匠権の権利行使は制限されることはなかったのである。

なお、意匠法3条2項の規定からもわかるように、この規定の人的基準（主体）は「当業者」である。にもかかわらず、法3条1項3号の規定の人的基準をもし需要者と解すると、両規定の関係の文理解釈に統一性がなく矛盾してくることを、筆者は強く言っておきたい。即ち、平成18年改正前の現行の昭和34年意匠法のどこにも「需要者」の法律用語は規定されていないのである。

4. 判決は、本件登録意匠に対する被告意匠の類否判断をしているが、結局、両意匠はその創作体を同一にしているから、その形態全体は類似するものと判断することができるとして、意匠権侵害の成立を認めたことは妥当といえる。

また、損害賠償金については、法39条1項の規定を適用しているが、この規定は平成15年改正法によって、損害額の立証責任の軽減のために導入された。即ち、侵害行為がなければ「侵害品の販売ができたはず」という前提に立ち、「損害額＝侵害者の譲渡等数量×権利者の単位当たり利益」とすることによって侵害者が得た利益がたとえ少額の場合であったとしても、「権利者の単位数量当たりの利益額」（逸失利益）を基準に損害額を算定することが可能となったのである。

5. なお、わからないことは、原告は、差止め請求と損害賠償請求については認容されて勝訴しているのに、訴訟費用の負担が被告よりも重いことである。その根拠となる民訴法上の規定を教えてくださいと思う。

〔牛木 理一〕

〔本HPからの参考文献〕

- ・第1.1-3 「改正意匠法案を批判する」
- ・第1.1-7 「改正意匠法24条2項の立法理由について」
- ・第1.1-9 「改正意匠法24条2項への疑問」(パテント2006年10月号)

(別紙)

物 件 目 録

下記の携帯電話用エーシーアダプタ

記

1 品番

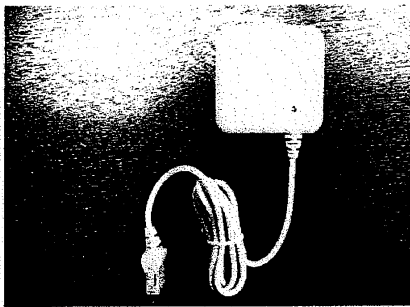
ET - T511WT , ET - T511BK , ET - T511PK , ET - T511VP , ET - T512WT , ET - T512BK , ET - T512BL , ET - T512RE , ET - T512PK , ET - T512VP , ET - T512PU

2 形態

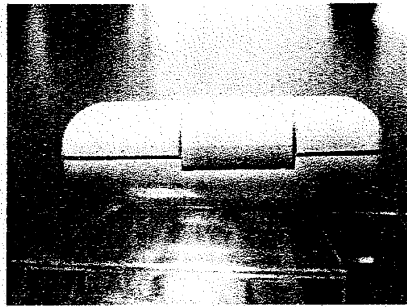
別紙第1のとおり(全品番に共通)

別紙第1

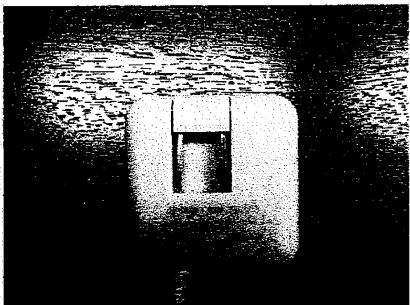
【図1】正面図



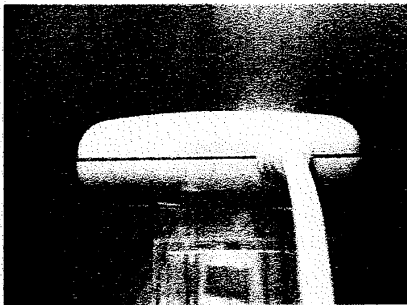
【図2】平面図



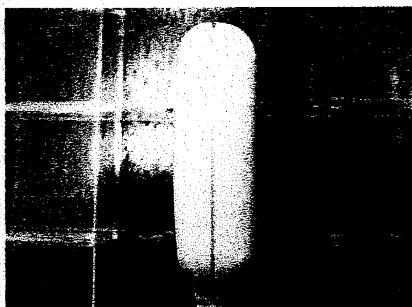
【図3】背面図



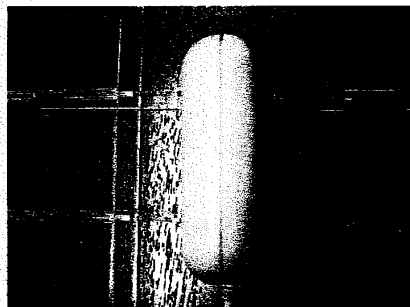
【図4】底面図



【図5】右側面図



【図6】左側面図



- (1 9) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
 (4 5) 【発行日】平成 1 9 年 1 2 月 3 日 (2 0 0 7 . 1 2 . 3)
 (1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
 (1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 3 1 6 2 2 4 号 (D 1 3 1 6 2 2 4)
 (2 4) 【登録日】平成 1 9 年 1 1 月 2 日 (2 0 0 7 . 1 1 . 2)
 (5 4) 【意匠に係る物品】エーシーアダプタ
 (5 2) 【意匠分類】H 2 - 2 1 1
 (5 1) 【国際意匠分類 (参考) 】1 3 - 0 2
 (2 1) 【出願番号】意願 2 0 0 7 - 1 0 1 3 7 (D 2 0 0 7 - 1 0 1 3 7)
 (2 2) 【出願日】平成 1 9 年 4 月 1 6 日 (2 0 0 7 . 4 . 1 6)
 (7 2) 【創作者】

【氏名】浅沼 達也

【住所又は居所】東京都中央区築地 2 丁目 1 1 番 9 号 ラディウス株式会社内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】5 0 0 1 9 8 9 6 6

【氏名又は名称】ラディウス株式会社

【住所又は居所】東京都中央区築地 2 丁目 1 1 番 9 号

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 0 7 6 2 5 5

【弁理士】

【氏名又は名称】古澤 俊明

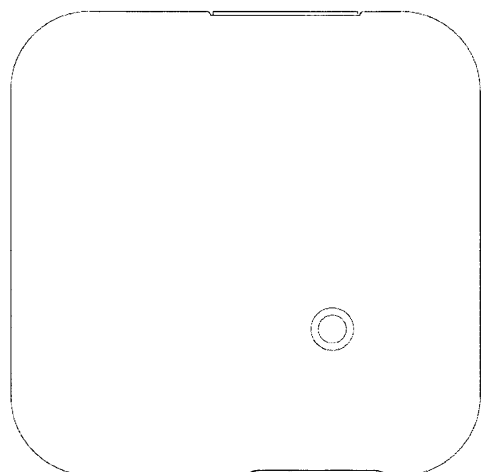
【審査官】江塚 尚弘

(5 6) 【参考文献】DOS / V magazine、2号、15巻、(2 0 0 6 - 2 - 1)、16
 5頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA17018439)

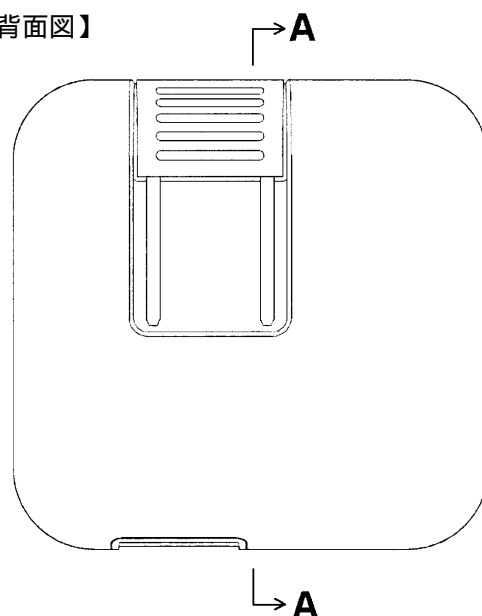
(5 5) 【意匠に係る物品の説明】意匠に係る物品であるエーシーアダプタは、本体の横×縦×厚さが約53.0mm×53.0mm×17.0mmである。使用に際しては、背面の上部に折り畳まれている差込みプラグを起こして商用電源のコンセントに差し込むと、正面下部のランプが点灯するとともに、コンセントからの交流電圧が所定の直流電圧に変換される。この直流電圧が、正面下部のコネクタにUSBコネクタを介して接続した周辺機器に供給される。

【図面】

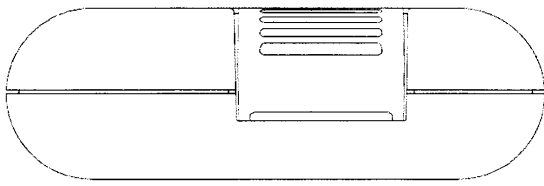
【正面図】



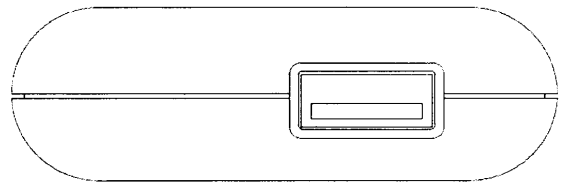
【背面図】



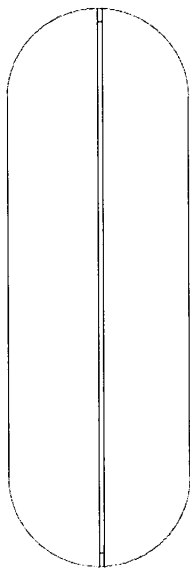
【平面図】



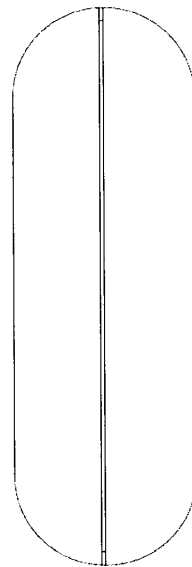
【底面図】



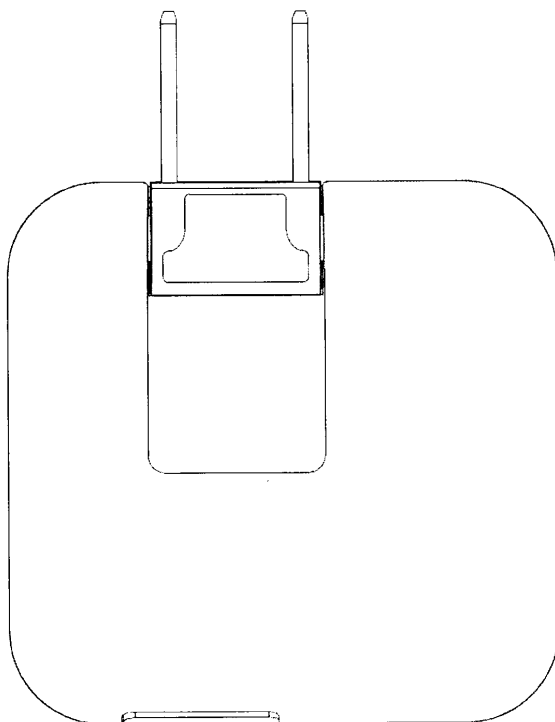
【右側面図】



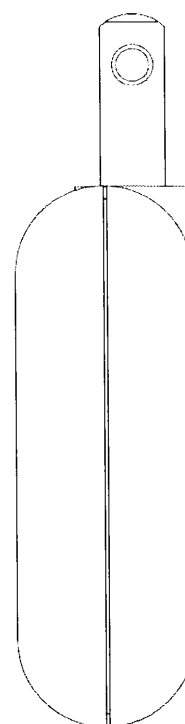
【左側面図】



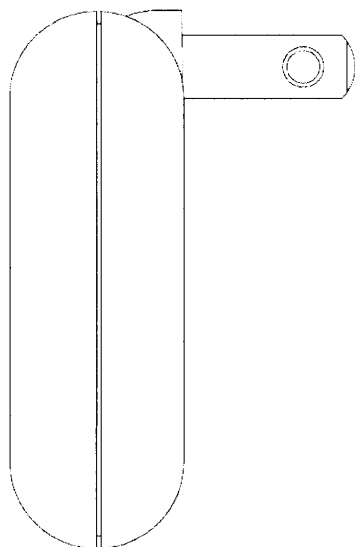
【差込みプラグを180度起した背面図】



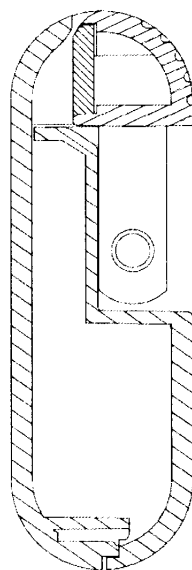
【差込みプラグを180度起した右側面図】



【差込みプラグを90度起した右側面図】



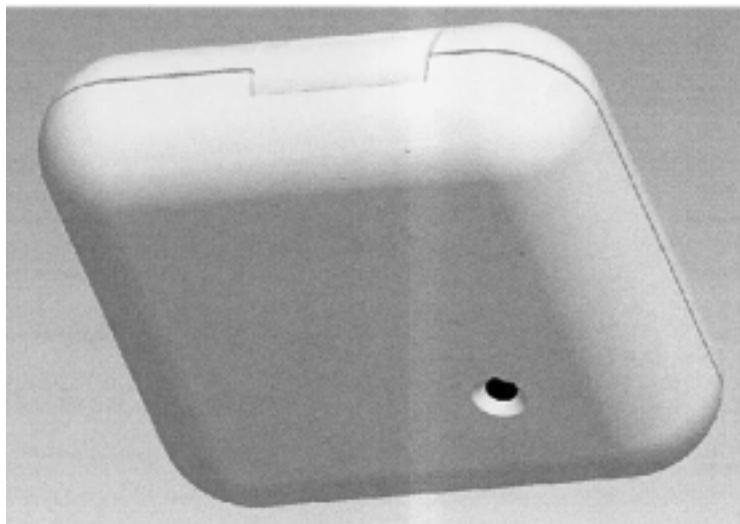
【内部構造を省略したA - A線断面図】



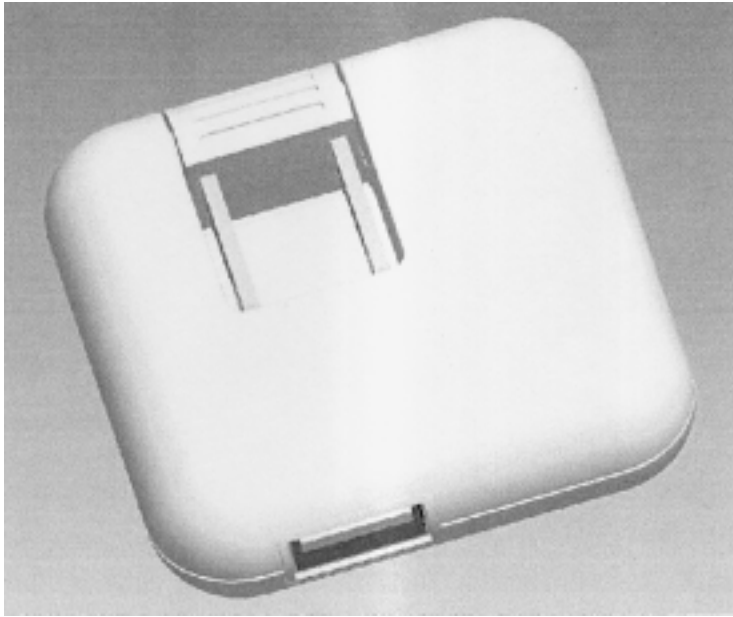
【参考斜視図 1】



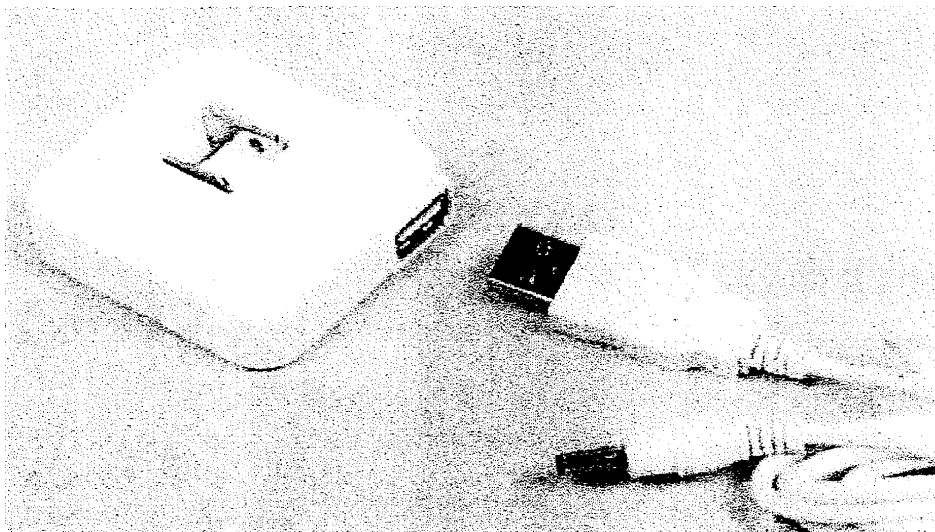
【参考斜視図 2】



【参考斜視図3】

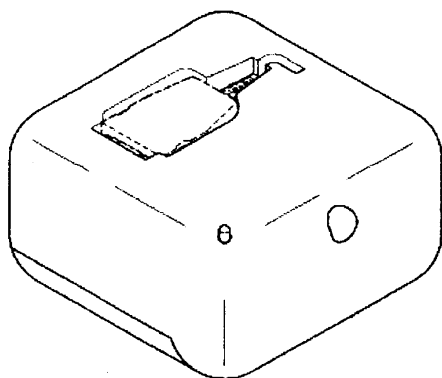


別紙第2

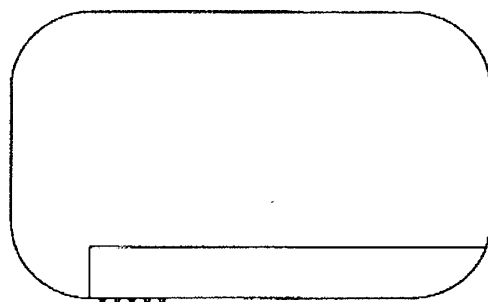


別紙第 3

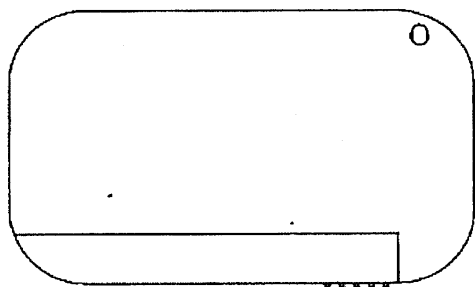
【斜視図】



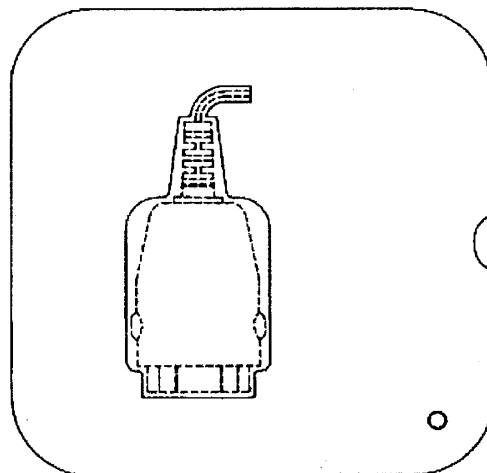
【背面図】



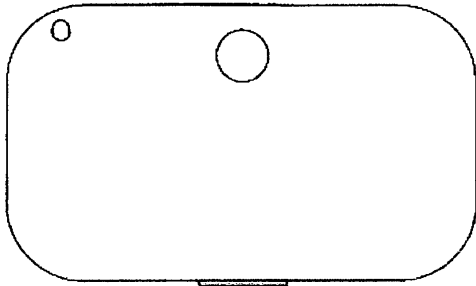
【正面図】



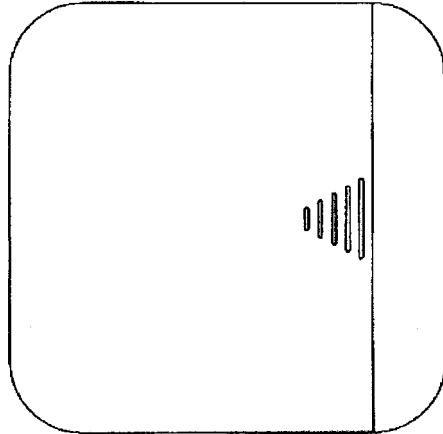
【平面図】



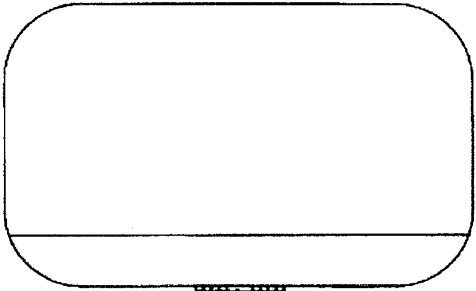
【右側面図】



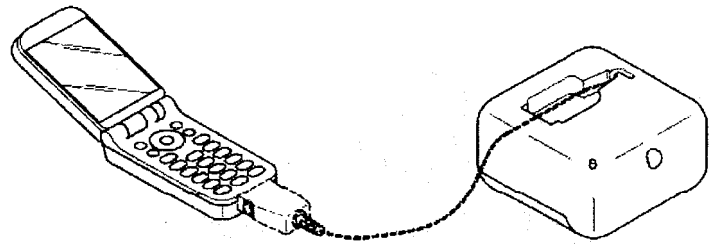
【底面図】



【左側面図】

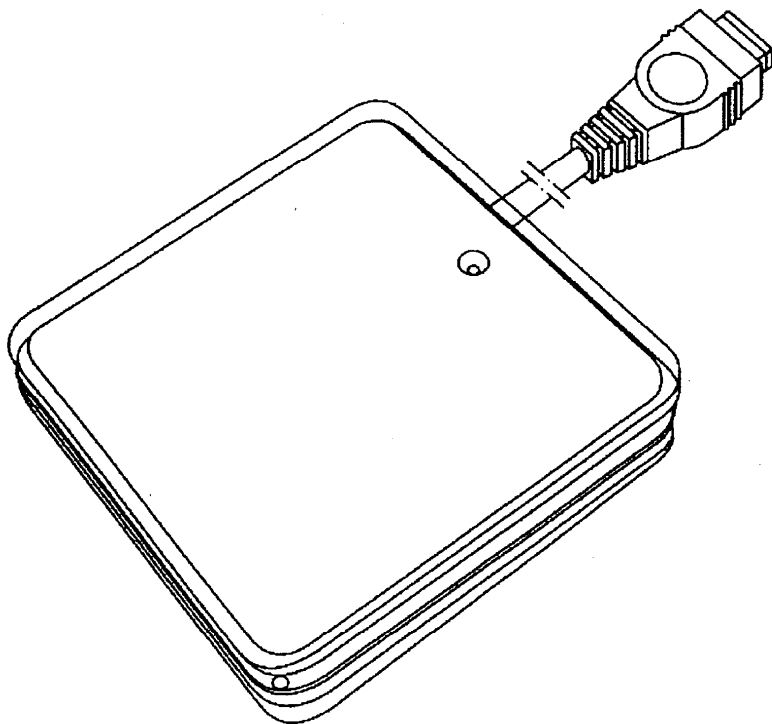


【使用状態を示す参考図】

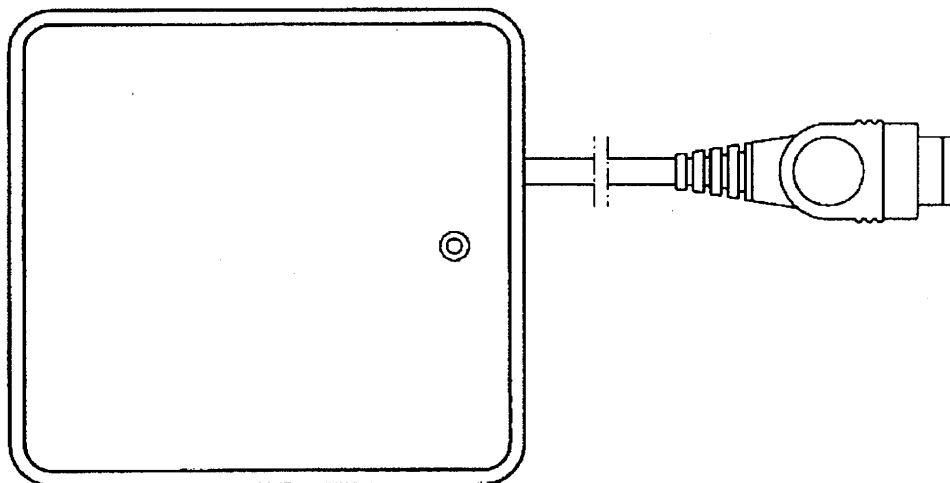


別紙第 4

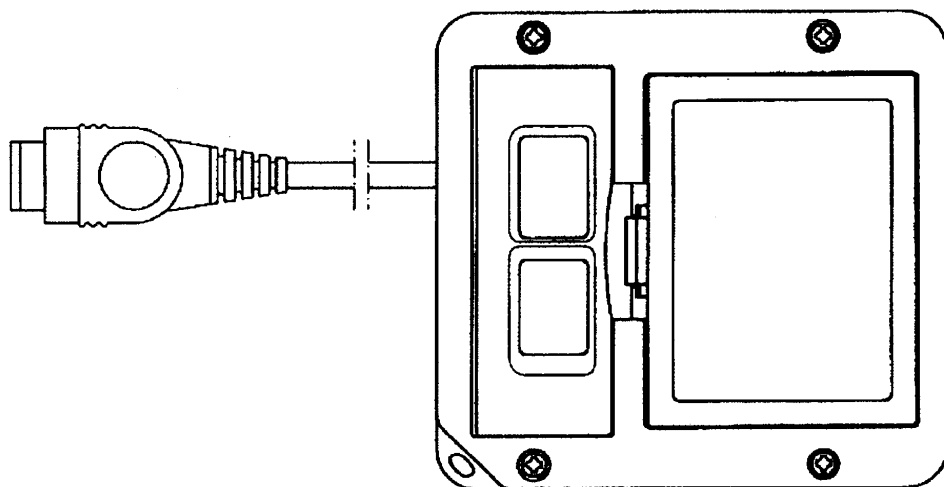
【斜視図】



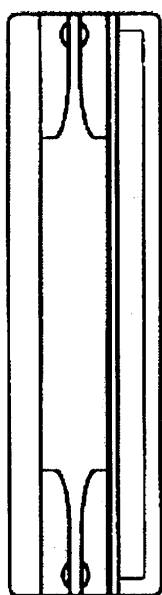
【正面図】



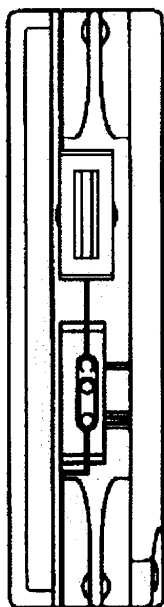
【背面図】



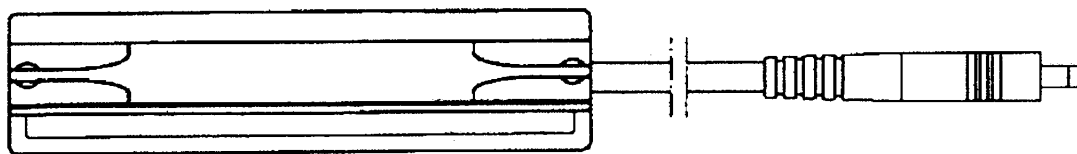
【左側面図】



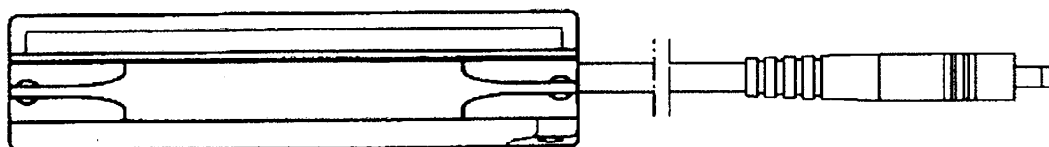
【右側面図】



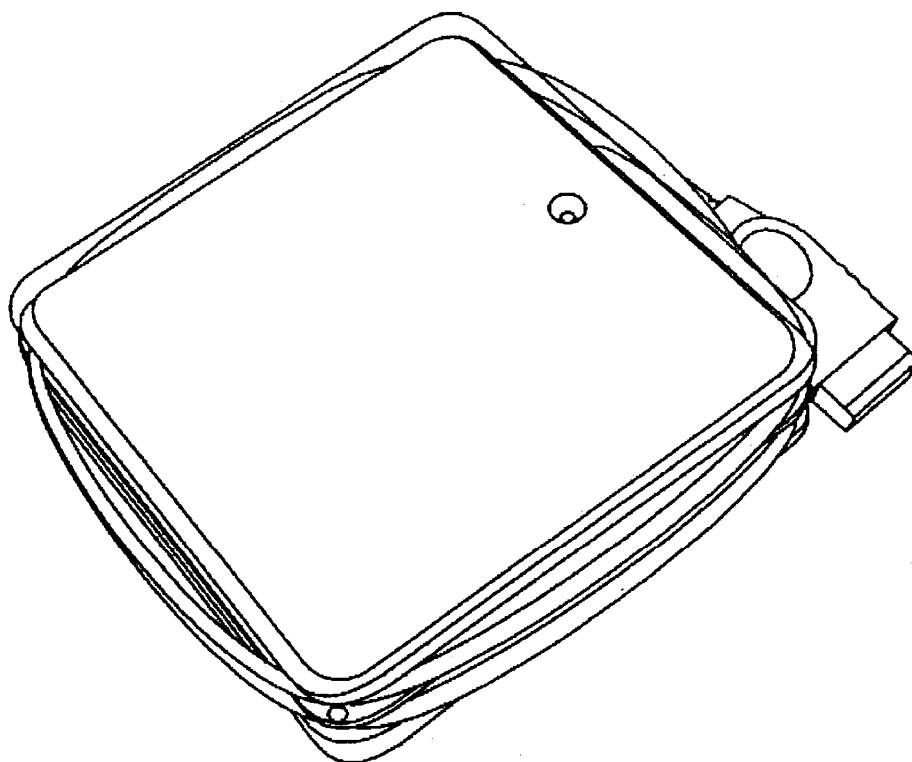
【平面図】



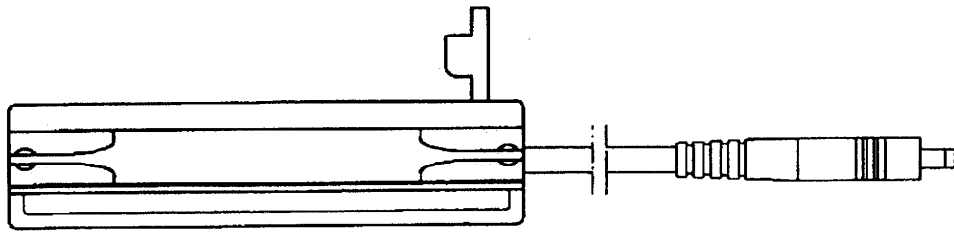
【底面図】



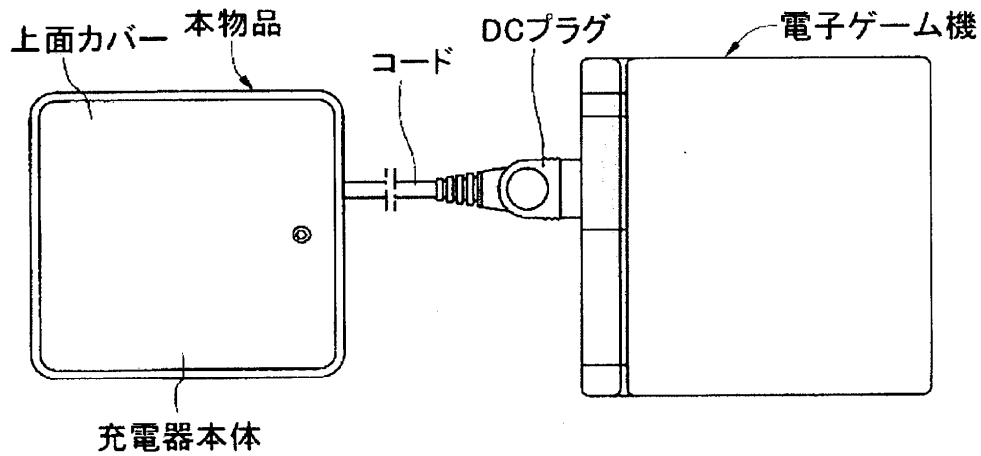
【コードを収納した状態を示す斜視図】



【取り付け部を起こした状態を示す平面図】



【使用状態を示す参考正面図】



【使用状態を示す参考斜視図】

